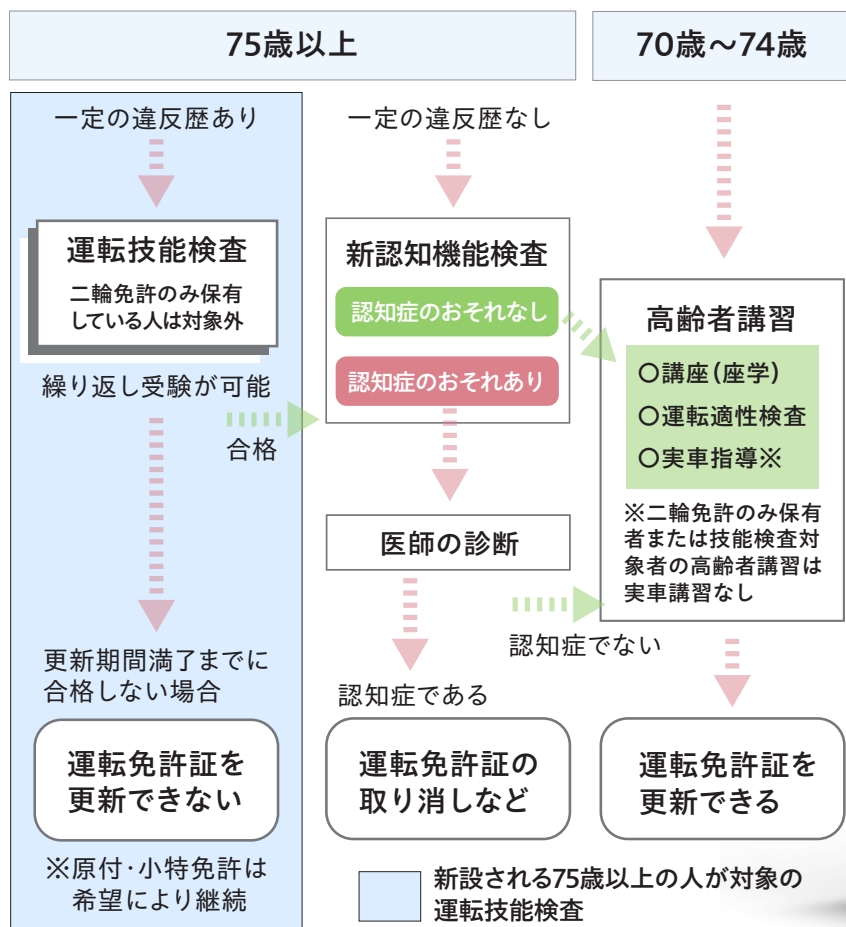


75歳以上の人の免許更新制度が変わります

5月13日に改正道路交通法が施行予定



本気で考えませんか
マイカーからの卒業を

問い合わせ 土木グループ ☎ 366-0011



対象者には免許更新時に運転技能検査が課されます

5月13日の改正道路交通法の施行により、75歳以上で一定の交通違反歴がある人が、運転免許証を更新する際、実際に車を運転して能力を確認するための運転技能検査(二輪免許のみ保有している人は運転技能検査の対象外)が義務付けられます。この検査に合格できない場合は、運転免許証の更新ができません。また、違反歴がなくても75歳以上の人には認知症の検査が実施され、認知症と診断されれば、運転免許証の取り消しなどの対象となります。

また、新たな免許制度では、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などの先進安全機能を備えた安全運転サポート車(サポカー)に限って運転できる免許が創設され、運転免許証を持つていれば申請により切り替えが可能です。

対象となる違反(11 類型)

- 信号無視 ●通行区分違反 ●通行帯違反等 ●速度超過 ●横断等禁止違反 ●踏切不停止等・遮断踏切入り
- 交差点右左折方法違反等 ●交差点安全進行義務違反等 ●横断歩行者等妨害等 ●安全運転義務違反 ●携帯電話使用等

運転免許証を返納した人の声

大阪府警察調査(令和元年5月)から抜粋



1年も経てば判断力等は落ちます。更新を待たず、自分の能力を見直す必要があると思います 80歳代男性

返納後、昔の仕事仲間が何かと気にかけてくれるようになりました

80歳代男性



返納当初は不便に感じましたが、今は感じていません 70歳代男性

返納前は家族の心配の種でしたが、返納したことで家族の心配ごとが減ったようです

80歳代女性



運転経歴証明書の提示で サポート企業などで様々な特典も

詳しくはQRコードから
高齢者運転免許自主返納
サポート制度【大阪府】



また、65歳以上の人が運転経歴証明書を提示することで、協力企業などで様々な特典が受けられます。
手数料 1100円
申し込み 府内各警察署、門真運転免許試験場、および光明池運転免許試験場へ直接 ※府内各警察署では交付まで2週間程度かかります

運転免許証を返納すると5年以内に限り、「運転経歴証明書」の申請が可能です。運転経歴証明書は、運転に関する経歴を証明するもので、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として、永年にわたって利用することができます。

運転経歴証明書は本人確認書類として利用できます

運転免許証自主返納セミナー・ 返納体験を開催します (共催)黒山警察署

一人で考えると
不安がいっぱい
一緒に考えませんか

運転免許証を返納したいけど踏み切れない人、運転に不安のあるドライバーの皆さん、そして家族の皆さん、返納した後の生活を体験して、自主返納について考えてみませんか。みんなで一緒に体験して、一緒に考えましょう。

申し込み 4日(火)～24日(月)までに市役所土木グループへ電話または直接

■運転免許証自主返納セミナー

27日(木) 午後2時～3時

ところ 市立コミュニティセンター・音楽室

対象 市内に住んでいて免許の返納を考えている人とその家族

内容 大阪府警察による運転免許証返納講習会、運転免許証返納体験について

定員 50人(先着順)



セミナーを受講した人は
ぜひ、運転免許証返納体験に参加してください

■運転免許証返納体験

～マイカーを手放したあとの生活を疑似体験してみよう～

20日間、運転を控える日を設定し期間中はできるだけ運転を控えた生活を送ってください。返納体験で気づいたことをチェックシートに記録します。

※体験終了後、アドバイスカードなどを送付します

対象 市内に住んでいる65歳以上の運転者

参加者募集中！
セミナーに
参加できない人も
申し込みできます

大阪狭山市「交通事故をなくす運動」推進本部

市は、様々な機会を通して交通安全教育や啓発を行い、関係団体と連携して交通事故をなくす運動を展開しています。運転免許証の返納についても、スムーズに行うことができるよう支援しています。自主返納で安心を手にいれませんか？まずは、返納体験から。気軽に問い合わせてください。

問い合わせ 土木グループ ☎366-0011

+ (プラス) ミニミーティングおおさかさやま

市民目線による考えや発想を得ることを目的に「未来へつなぐまちづくり」などをテーマに、市長と市民がまちづくりに関して意見交換を行います。話し合われた内容については、市ホームページで公表する予定です。

実施期間 17日(月)～2月10日(木)午後2時から、午後4時から、午後6時から、午後7時から **対象** 通年で活動しておおむね10人以上の会員の参加を見込める団体 **申**

し込み 5日(水)～開催日の1週間前までに申請書、団体などの会則、役員名簿、出席予定者名簿、事業計画書を添えて、市役所秘書グループへ直接 ※建設的な議論を行う場とするため、単なる要望や政治・宗教活動または営利目的の懇談はお断りします



問い合わせ 秘書グループ ☎ 366-0011

パブリックコメントを募集

次の計画・条例(素案)に対する市民の皆さんの意見を募集します。市内に居住・通勤・通学する人などが対象です。団体で提出する場合は、意見を取りまとめて提出してくだ

さい。いただいた意見の概要と、それに対する市の考え方については、市ホームページなどで公表します。個人情報は公表しません。また、個別に連絡することはありません。

計画・条例 (素案)	狭山ニュータウン地区再生推進計画	大阪狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	大阪狭山市地域防災計画
趣旨	狭山ニュータウン地区活性化指針に掲げる27の取組項目を着実に実現していくため、同活性化指針の実施計画(アクションプラン)として、その具体的な取組方策や戦略などを示す「狭山ニュータウン地区再生推進計画」を策定します	市民の利便性向上や行政運営の簡素化および効率化を図ることを目的として、行政手続のオンライン化を実施するため、「大阪狭山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定します	近年の大規模災害(大阪府北部地震、熊本地震、豪雨災害など)の発生を踏まえて修正された、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画との整合性を図り、防災対策を更に充実させるため、「大阪狭山市地域防災計画」を改訂します
募集期間	11日(火)～2月1日(火)必着	11日(火)～2月1日(火)必着	24日(月)～2月18日(金)必着
閲覧場所	市役所情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市民活動支援センター、図書館、市立公民館、社会教育センター、総合体育館、さやま荘、郷土資料館		
その他 閲覧場所	企画グループ	総務・ICT推進グループ	危機管理室
意見の 提出方法	書面(様式自由)に住所・名前・電話番号・(通勤・通学の場合は)会社名・学校名・(団体の場合は)団体名・計画(素案)に対する意見を日本語で書いて、以下のあて先へ郵送。ファクシミリ、電子メール、市申込フォーム、市ホームページからまたは直接も可		
あて先	〒589-8501大阪狭山市役所企画グループ、ファクシミリ(FAX367-1254)、電子メール(kikaku@city.osakasayama.osaka.jp)	〒589-8501大阪狭山市役所総務・ICT推進グループ、ファクシミリ(FAX367-1254)、電子メール(joho@city.osakasayama.osaka.jp)	〒589-8501大阪狭山市役所危機管理室、ファクシミリ(FAX367-1254)、電子メール(kikikanri@city.osakasayama.osaka.jp)
市申込フォーム			
問い合わせ	企画グループ ☎ 366-0011	総務・ICT推進グループ ☎ 366-0011	危機管理室 ☎ 366-0011

計画・条例(素案)は市ホームページでも閲覧できます



主な公共施設の年始業務日程

●は休業日、または施設を利用できない日																											1 日(祝)				
市役所一般業務																											●	●	●	●	●
ニュータウン連絡所・地域包括支援センター ニュータウンサテライト																											●	●	●	●	●
大阪広域水道企業団大阪狭山水道センター お客様センター																											●	●	●	●	●
市立コミュニティセンター																											●	●	●	●	●
ぽっぽえん																											●	●	●	●	●
UPっぷ																											●	●	●	●	●
子育て交流ひろば																											●	●	●	●	●
世代間交流ひろば																											●	●	●	●	●
市立公民館																											●	●	●	●	●
図書館																											●	●	●	●	●
狭山池博物館・郷土資料館																											●	●	●	●	●
社会教育センター																											●	●	●	●	●
きらっとぴあ																											●	●	●	●	●
市民活動支援センター																											●	●	●	●	●
地域包括支援センター・基幹相談支援センター！ 生活サポートセンター・権利擁護センター																											●	●	●	●	●
就労準備支援センター																											●	●	●	●	●
SAYAKAホール																											●	●	●	●	●
市民ふれあいの里																											●	●	●	●	●
さやま荘																											●	●	●	●	●
さつき荘																											●	●	●	●	●
保健センター																											●	●	●	●	●
富田林保健所																											●	●	●	●	●
小児休日急病診療(富田林病院)																											●	●	●	●	●
総合体育館・市民総合グラウンド・野球場・ 青少年運動広場 池尻体育館・テニスコート・ ふれあいスポーツ広場																											●	●	●	●	●
社会福祉協議会																											●	●	●	●	●
シルバー人材センター																											●	●	●	●	●
粗大ごみ収集																											●	●	●	●	●
燃えるごみ収集																											●	●	●	●	●
放置自転車等保管所																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●	●	●
																											●	●	●		

※ 4日(火)・5日(水)の業務は、社会福祉協議会で行います

年始の粗大ごみ収集日程

1月		収集区域(着色部分) は1月の収集日に変更がある区域です
第2月曜日	10	池之原、山本北、山本中、山本東、山本南、岩室二〜三丁目の一部
第1火曜日	4	大野台五丁目、西山台一丁目、グミヒルズ、茱萸木四丁目の一部
第1水曜日	5	茱萸木五〜七丁目、スカイハイツ、ハロータウン金剛、東茱萸木一〜四丁目(国道310号沿い)
第1木曜日	6	狭山一〜四丁目、半田六丁目(北村)、フォンターナ狭山遊園前、さやま遊園ランドハイツ
第1金曜日	7	大野台一丁目、茱萸木六丁目の一部
第3月曜日	17	オリエント狭山アーバンコンフォート、さやまハイタウン、西山台四丁目1・2番(府営住宅1〜21棟)
第2火曜日	11	大野台七丁目、ガーデンハイム狭山、西山台五丁目(公団住宅)、西山台六丁目、今熊四丁目の一部[グリーンタウン西山台(エクセレントヒル)、ディートピア狭山あまの台]
第2水曜日	12	大野中、大野西、大野東、茱萸木八丁目、東茱萸木一〜四丁目(国道310号沿いを除く)
第2木曜日	13	今熊二丁目、ヴィラナリー狭山(大野台公団)、茱萸木一〜四丁目(グミヒルズを除く)
第2金曜日	14	今熊一・三〜七丁目、岩室、グリーンコーポ、西山台三丁目
第4月曜日	24	半田一〜五丁目(東村・川向・前田・浦之庄)、パークホームズ、ライブタウン金剛
第3火曜日	18	大野台六丁目、西山台二丁目
第3水曜日	19	大野台四丁目、西山台四丁目3番(府営住宅22〜44棟)、大野中の一部
第3木曜日	20	金剛一・二丁目、狭山コーポ、セザール狭山、南海シティコート金剛、遊園ハイツ、レークハイツ
第3金曜日	21	東野中、東野西、東野東
第5月曜日	31	池尻北一・二丁目、狭山五丁目、東池尻
第4火曜日	25	大野台二丁目、狭山ハウス
第4水曜日	26	大野台三丁目、狭山グロリアスヒルズ、ライオンズマンション(大阪狭山・金剛)
第4木曜日	27	池尻中三丁目、池尻自由丘一〜三丁目
第4金曜日	28	池尻中一・二丁目、ファインキャピタル

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

「新春年賀交歓会」を中止します

令和4年新春年賀交歓会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 新春年賀交歓会実行委員会事務局(秘書グループ内) ☎366-0011

危険物を不適切に捨てないでください

ごみ処理場で相次ぎ火災・爆発事故が発生しています

令和2年6月4日に、南河内環境事業組合の第1清掃工場粗大ごみ処理施設内でごみが発火する火災事故が、また、令和3年10月19日に、同施設内でごみが爆発する事故が発生しました。いずれも施設での処理ができない状況となり、市民の皆さんにはご迷惑とご心配をおかけしました。

ごみ処理場の火災・爆発などの事故の多くは、ガスボ

ンベ、スプレー缶、カセットボンベ、(使い捨て)ライター、充電電池(リチウムイオン電池など)などが、ごみに混入したことによるものです。不適切に危険物を捨てないでください。 ※ごみ処理場で火災・爆発などの事故が発生すると、ごみの収集・処理ができなくなります。特に、令和2年6月の火災事故では、施設の復旧に約8か月の期間と約4億6千万円の費用を要しました。

火災事故の原因になるもの

事故を防止するため、ごみの分別や出し方に今一度注意してください。ご理解とご協力をお願いします。

●ガスボンベ

市では収集できません。取扱店などへ引き取りを依頼してください

●スプレー缶、カセットボンベ

必ず中身を使い切り、資源ごみ(カン)としてリサイクルボックスへ入れてください

●ライター

中身を使い切り、「ライター在中」と表記し、粗大ごみの収集日に出してください

●ストーブ

灯油などの燃料を抜いて、粗大ごみの収集日に出して

ください

●携行缶

中身を空にして、粗大ごみの収集日に出してください

●乾電池で作動する製品

電池を取り外し、粗大ごみの収集日に出してください

●充電電池(リチウムイオン電池など)を使用した製品

充電電池を取り外し、粗大ごみの収集日に出してください

●小型充電式電池(ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池)

市役所生活環境グループ窓口または小型充電式電池回収協力店まで持参してください

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括連携協定を締結



12月14日、市はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と包括連携協定を締結しました。

同社のノウハウや様々な企業とのネットワークを活かし、地域活性化や市民サービスの向上に向け、幅広い分野にともに取り組みます。

問い合わせ 公民連携・協働推進グループ ☎366-0011

携帯型緊急通報装置が使えるようになります

携帯型緊急通報装置は、固定電話回線がない家庭でも使用できます。利用料金は各家庭の所得状況により判定します。詳しくは、問い合わせてください。

対象 ●概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者 ●寝たきりの高齢者またはその人を介護する高齢者で構成される世帯 ●ひとり暮らしの重度身体障がい者 ●同居する人が就労・就学・施設入所などにより一定期間以上1人になる高齢者および重度障がい者 **申し込み** 市役所高齢介護グループで配布する申請書を高齢介護グループへ直接 ※申請書は市ホームページからもダウンロード可



問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

自分にできるボランティア活動を

17日(月)は「防災とボランティアの日」、15日(土)～21日(金)は「防災とボランティア週間」です。阪神・淡路大震災では、全国から駆け付けた多くのボランティアが復興への大きな力となり、災害ボランティア活動の重要性が広く認識されたことにちなんで制定されました。近年、地震や局地的豪雨、台風などの大規模な自然災害が全国各地で毎年のように発生し、災害からのいち早い復興が必要とされています。ボランティア活動に関心がある人は、被災地でのボランティア活動をはじめ、支援募金、地域の自主防災活動など、できるところから参加してみませんか。



内閣府
防災情報
ホームページ

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

給与支払報告書の提出期限は31日(月)

給与支払報告書など法定調書の提出期限は31日(月)です。所得税の源泉徴収義務がある事業者は、給与支払額の多少にかかわらず、アルバイト・パート・役員などを含むすべての従業員の1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。eLTAX(エルタックス)からも提出できます。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

確定申告は2月16日(水)～3月15日(火)

確定申告は、2月16日(水)～3月15日(火)にすばるホール(富田林市桜ヶ丘町/南海高野線「金剛駅」から南海バス「小金台二丁目バス停」下車)で受け付けます(土・日曜日、祝日など休日を除く。ただし、2月27日(日)・3月6日(日)は開設)。還付申告は、2月16日(水)以前でも郵送などで提出できます。

問い合わせ 富田林税務署 ☎0721-24-3281

安全安心スクール特別編 ～防災講演会～

いざというときの知識や技術を習得して、地域の防災・防犯力を高めるため、市民を対象に救命・防災・防犯を統合した「安全安心スクール」を開校しています。

とき 15日(土)午前10時～11時30分 **ところ** 市立コミュニティセンター・大会議室 **内容** 大規模災害への備え～東日本大震災の事例から～ **講師** 鈴木秀光さん/気仙沼市総務部危機管理課職員 **参加費** 無料 **定員** 50人(先着順) **申し込み** 電話で市役所危機管理室

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

令和4年度市・府民税の主な改正点

●特定配当等・特定株式等譲渡所得の申告手続きの簡素化

令和3年中の配当所得と株式等に係る譲渡所得等が、特別徴収された特定配当等の額と特別徴収された特定株式譲渡所得金額のみであり、そのすべてを市・府民税において特別徴収で済ませ、申告不要とする場合には、令和3年分所得税確定申告書の該当欄に○を記入することで、原則として、市・府民税申告書の提出は不要となります。 ※所得税においてもそのすべてを申告不要とする場合を除きます

●住宅ローン控除の特例の延長等

住宅ローン控除について、控除適用期間を13年間とする特例が延長され、令和4年12月31日までの入居者が対象となります。

ただし、特例が適用されるには、注文住宅は令和2年10月～令和3年9月末に、分譲住宅などは令和2年12月～令和3年11月末に契約する必要があります。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の人について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。

問い合わせ 税務グループ ☎349-9402

生ごみ堆肥化容器を貸し出します

市では、ごみの減量を目的とした生ごみ堆肥化容器を無償で貸し出しています。生ごみにEM ぼかしを振りかけて堆肥をつくる「EM ぼかし容器」と、生ごみを投入して土と接触させることで堆肥をつくる屋外用の「コンポスト容器」の2種類があります。1世帯につき、どちらか1つを貸し出します。家庭から出る生ごみの減量やリサイクルに取り組んでみませんか。

コン
ポ
ス
ト
容
器



約
75
cm

畑などで使用。堆肥は菜園や花壇などの土壌改良剤として活用できます

E
M
ぼ
か
し
容
器



大きさはコンポストの約半分。容器を貸与するときにEM ぼかしも併せて渡します

問い合わせ 生活環境グループ ☎366-0011